

# 多文化共生推進ボランティア募集

羽曳野市では、これまでの「国際交流ボランティア登録制度」にかえて、『多文化共生推進ボランティア登録制度』を設けることとなりました。これまでの内容をさらに充実させ、外国人住民の方々が、安心でき、快適に暮らすことができるまちづくりを推進し、地域における多文化共生社会の実現につなげられることを目的としており、4月より「多文化共生推進ボランテ

ィア」を募集します。

ここでいう『多文化共生』とは「文化的背景の異なる人々が、互いを正しく理解し、かつ互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら地域社会の構成員として共に暮らすこと」をいい、そのような社会を『多文化共生社会』といいます。

## 《多文化共生推進ボランティアの活動内容》

### 《語学ボランティア》

- ア 羽曳野市が実施する多文化共生推進事業等における通訳活動
- イ 市役所窓口等における通訳活動
- ウ 病院等における通訳活動
- エ 学校等における通訳活動
- オ 観光ガイド通訳活動
- カ 外国人向け生活情報誌または各種申請書等の翻訳活動
- キ 災害時翻訳活動

### 《文化ボランティア》

- ア 華道、茶道その他の日本文化または伝統芸術を紹介する活動
- イ 海外諸国の情報の提供または海外文化の紹介をする活動
- ウ 羽曳野市が実施する外国人住民等との交流イベント等の企画および運営に参画する活動

### 《ホストファミリー》

- ア 一定期間外国人住民等を日本家庭に宿泊させる活動（「ホームステイ」）
- イ 一定時間外国人住民等を日本家庭に招待する活動（「ホームビジット」）

### 《ゲストティーチャー》

- ア 小学校等に国際理解授業の一環として訪問をする活動

### 《災害ボランティア》

- ア 災害多言語支援センターでの活動
- イ 避難所巡回等の活動

※このうち、どれか1つの活動だけで登録することも可能ですし、複数の活動で登録することも可能です。

## 《ボランティアに登録するには》

羽曳野市（市民協働ふれあい課）に登録申込書を提出してください。登録する際に、それぞれの活動ごとに一定の登録要件があります。記載内容が登録要件を満たしているかどうか審査、または、面接を行い、ボランティア登録名簿に登録することとなります。

### ※登録申込書入手方法

- ①これまでの国際交流ボランティア登録制度に登録されていたボ

ランティアの方には、登録申込書を郵便にて送付しています。  
②新規で登録を希望される方は、登録申込書を市役所市民協働ふれあい課窓口で入手するか、または、羽曳野市ウェブサイトからダウンロードして入手することができます。もしくは、市民協働ふれあい課に「ボランティア登録希望」のメールをしてもらいましたら、登録申込書（データ）をお送りいたします。

## 《多文化共生推進ボランティアに活動を依頼できる人》

羽曳野市内に居住し、在学し、または在勤する外国人住民の方です。

※他の地方公共団体、公共的団体、学術研究団体、医療機関等からの依頼に応じることができる場合もありです。多文化共生推進ボランティアに活動依頼を希望される場合、早めにお問い合わせください。

## 《多文化共生推進ボランティアに活動を依頼するには》

羽曳野市（市民協働ふれあい課）に活動依頼書《様式は市民協働ふれあい課にお問い合わせください》を提出してください。依頼内容を審査した後、事前に多文化共生推進ボランティア本人の同意を得た上で、多文化共生推進ボランティアを紹介します。（依頼内容によっては、紹介できないこともあります。）

## 《多文化共生推進ボランティアへの謝礼》

外国人住民の方々からの依頼に応じ、活動された多文化共生推進ボランティアに、羽曳野市から謝金を支給します。

※多文化共生社会実現に向けて、上の多文化共生推進ボランティアの活動内容以外に「私はこんな活動ができる」という皆様からの提案もお待ちしております。

## 《問い合わせ先・書類提出先》

羽曳野市市民人権部市民協働ふれあい課  
（多文化共生・国際交流担当課）  
住所 〒583-8585 羽曳野市菅田4丁目1番1号  
電話 072-958-1111 内線 1080  
FAX 072-958-0397  
メール shiminkyoudou@city.habikino.osaka.jp

## にせ水道局職員にご注意を！！

水道局の職員を装って皆様のお宅を訪問し、水質検査を行い浄水器を売りつけたり、水道管の修繕工事や清掃をし、法外なお金を請求する悪質な業者による被害が多発しています。充分ご注意ください。

もし不審を抱かれた場合、身分証明書の提示を求めご確認していただくか、水道局にお問い合わせください。

○例えば水道局、水道局の委託業者は次のことは行いません。

- ・漏水調査、メータ交換でお金をいただくこと（無料）
- ・浄水器の販売、あつせん
- ・皆様からのご依頼のない水質検査
- ・給水管の清掃

（問い合わせ先）

水道局 TEL 072-958-1111  
FAX 072-958-0494

URL <http://www.city.habikino.osaka.jp/info/057/>

